

令和3年4月23日

保護者の皆様

東広島市立高美が丘中学校長 森田 哲

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の基準の変更について（お知らせ）

このことについて、東広島市教育委員会教育長から通知がありました。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る広島県対策本部員会議において、感染拡大防止に向けたステージがステージⅠからⅡへ引き上げられました。

このことに伴い、令和3年4月26日から、今後の幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の出席停止の基準を次のとおり変更します。

出席停止の基準

- 1 風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が1つでもみられる生徒等は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とします。また、同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、同条に基づく出席停止とします。
- 2 生徒等の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止、生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、原則として感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止とします。教職員についても同様とします。
- 3 上記の1、2以外の場合の措置については、状況により判断します。

※変更点：

「同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、同条に基づく出席停止とします」を追
加しています。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

この対応は、令和3年4月21日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行う予定です。